

安城市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1)意見募集期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)
- (2)閲覧場所 健康推進課(保健センター)、へきしんギャラクシープラザ(文化センター)、地区公民館、市民交流センター、図書館(アンフォーレ内)、東祥アリーナ(市体育館)、青少年の家、社会福祉会館、市公式ウェブサイト
- (3)周知の方法 広報あんじょう(4月号)、市公式ウェブサイト、市LINE公式アカウント
- (4)意見を提出できる方 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する方
- (5)意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、FAX、電子メール、で健康推進課まで提出 ※あいち電子申請・届出システムでも募集

2 意見募集の結果概要

- (1)提出人数及び方法 3名(持参1名、あいち電子申請・届出システム1名、電子メール1名)
- (2)意見件数 4件
- (3)結果閲覧期間 令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)
- (4)閲覧場所 健康推進課(保健センター)、へきしんギャラクシープラザ(文化センター)、地区公民館、市民交流センター、図書館(アンフォーレ内)、東祥アリーナ(市体育館)、青少年の家、社会福祉会館、市公式ウェブサイト
- (5)公表の方法 広報あんじょう(6月号)、市公式ウェブサイト

【意見区分】

- A:ご意見を受けて加筆・修正したもの 0件
- B:ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの 0件
- C:現行案のとおりとしたもの 0件
- D:その他案に関連する質問など 4件

3 提出された意見及び市の考え方について

No.	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	第2部 第7章 第3部 第1章 第3部 第2章	憲法13条には「基本的人権」として「自己決定権」が保障されている。よって、「ワクチン強制は憲法違反」となる為、ワクチン接種券も自動的に送るのではなく、希望者にのみ郵送するよう希望いたします。	ワクチン接種は強制ではなく、接種による感染症予防効果と副反応のリスクの双方を理解した上で、自らの意思で受けていただくものです。新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義やワクチン接種の効果とリスク等について情報提供に努めるとともに、接種券の送付方法につきましては、国の手引き等を踏まえて、検討してまいります。	—	D

No.	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
2	第3部 第2章	「偽・誤情報に関する啓発」という点で、何が正しい情報であるかを政府が一義的に決定し、それ以外を誤情報と断定することは、かえってリスクを増大させる場合があります。多様な専門家の知見を公開し、市民が自ら判断できる材料を提供することを基本原則にするべきと考えます。	国は、偽・誤情報の定義について、「いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等」と定義し、感染症危機における偽・誤情報の流布に注意を促し、科学的知見等に基づいて適切に判断・行動できるよう普及啓発をすることとしています。 本市としましては、こうした国の科学的知見等に基づいた情報を市民に対し正確かつわかりやすく提供・共有するよう努めてまいります。	—	D
3	第3部 第4章	ワクチンが従来型でなく、mRNAの改良型のなら、絶対反対です。今のコロナワクチンの安全性も厚生労働省が、しっかりとした検証もしないまま超過死亡も異常に多いのに、押し進めおかしいとしか言いようがない。あくまでも、打つ、打たないは個人の判断を仰ぐのが原則。今の厚生労働省の考えは、国民の生命を第一に考えているとは思えない。医薬品メーカーの利益しか、考えていないようにしか思えない。WHOや、外国の製薬メーカーなどの言いなりにならないで真に国民の利益と生命を第一に考えて欲しい。	国は、新型インフルエンザ等の発生時においては、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として、有効性及び安全性が認められたワクチンについて、国が接種の機会を提供することとしています。 また、ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑制し、医療提供体制を維持することが、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるとしています。 本市としましても、これらの国の考えを踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み、ワクチン接種の効果とリスク等について、情報提供・共有に努めてまいります。	—	D
4	第3部 第4章	接種によるリスクも市民にわかりやすく伝えた上で、接種が「任意」であることを周知し、職場や地域などでの強制（または同調圧力）による人権侵害が起こらないようにするべきと考えます。疾病を予防するためにワクチンが必要かどうかは、個人差が大きいと考えます。市民一人ひとりが十分な情報を得て、個人それぞれにとって最適な選択ができるような情報提供をしたうえで、接種事業を進めるべきだと考えます。	国は、偽・誤情報の定義について、「いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等」と定義し、感染症危機における偽・誤情報の流布に注意を促し、科学的知見等に基づいて適切に判断・行動できるよう普及啓発をすることとしています。 本市としましては、こうした国の科学的知見等に基づいた情報を市民に対し正確かつわかりやすく提供・共有するよう努めてまいります。	—	D